令和八年五條市議会第二回六月定例会会議録（第四号）

令和八年六月二十三日（火曜日）

議事日程（第四号）

令和八年六月二十三日（火曜日）　午前十時開議

第一　議第三十三号　令和八年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定について
第二　議第二十九号　五條市バスターミナルの設置及び管理に関する条例の制定について
　　議第　三十号　五條市自転車等駐車場条例の一部改正について
　　議第三十二号　ＪＲ和歌山線五条構内南北橋補修の施行に関する協定の締結について
第三　同第　三号　五條市教育委員会委員の任命について
第四　発議第　二号　五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一番	田中	隆史
二番	小笠原	由子
三番	中本	賢二
四番	仲山	嘉

五番	秋本	直嗣
六番	谷田	勝啓
七番	吉田	正
八番	窪	佳秀
九番	福塚	実
十番	山口	耕司
十一番	吉田	雅範
十二番	藤	冨美恵子

欠席議員（なし）

説明のための出席者

市長	平岡	清司
副市長	福塚	勝彦
教育長	井上	恵充
技監	吉村	光司
市長公室長	池嶋	晶
危機管理監	辻	佳孝
すこやか市民部長	亀田	和章
あんしん福祉部長	笹谷	豊
産業環境部長	横谷	隆仁
都市整備部長	栗林	利光
教育部長	安	満尚

西吉野支所長	中上和仁
大塔支所長	泉井伸之
会計管理者	辻内克巳
財政課長	窪田真也

事務局職員出席者

事務局長	小川光章
事務局次長	田西孝章
事務局総務係長	神農典子
事務局係員	番匠悠輝
速記者	福本光希

午前十時開会

○議長（窪　佳秀）ただいまから、去る十二日の散会前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（窪　佳秀）本日の日程につきましては、お手元に配付済みのとおりであります。配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）これより、日程に入ります。

○議長（窪　佳秀）初めに、日程第一、議第三十三号を議題といたします。

本案につきましては、総務文教常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「九番」の声あり）

総務文教常任委員会、福塚　実委員長。

〔総務文教常任委員長　福塚　実登壇〕

○総務文教常任委員長（福塚　実）ただいま議題となりました、議第三十三号につきまして、総務文教常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、六月十二日の本会議において当委員会に付託され、十五日、午前十時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

議第三十三号　令和八年度五條市一般会計補正予算（第一号）議定につきましては、自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業を活用し、自治会が整備するコミュニティー活動備品の助成を行うため、歳入歳出予算にそれぞれ二百四十万円を追加し、総額を二百十八億二百四十万円とするものであるとの当局の説明があり、了承した次第でありますが、委員から、事業内容についてただしたのに対し、「一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティー活動に必要な備品や、集会施設の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティー活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する事業である。」との答弁があり、委員から、事業主体の要件及び実績についてただしたのに対し、「市が認めるコミュニティー組織、自治会である。実績は、平成二十九年度はあづみ台地区自治連合会がノートパソコン、無線機、ＡＥＤ等を購入。平成三十年度は大塔地区自治連合会が健康教室の備品を購入。令和元年度は田園地区自治連合会がＬＥＤ防犯灯を整備。令和二年度は大塔阪本自治会が祭りの衣装を整備。令和三年度は南阿太地区の七自治会がＬＥＤ防犯灯を整備。令和四年度は旭町自治会が物置、ＬＥＤ電灯、ノートパソコン等を購入。令和五年度は中原自治会がテント、モバイルバッテリー、炊飯器等を購入。令和七年度は南宇智自治連合会がテーブル、折り畳み椅子等を購入している。」との答弁があり、委員から、今年度の事業内容等についてただしたのに対し、「南阿太地区滝町自治会がコミュニティー活動の備品として、エアコン、冷蔵庫、照明器具、丸椅子、座敷用の椅子を購入する。」との答弁があり、委員から、周知方法と採択の仕方についてただしたのに対し、「自治連合会理事会で説明を行っており、複数の申請があった場合はくじ引きにより優先順位をつけ県へ申請している。」との答弁がありました。また委員から、令和六年度のように不採択にならないよう、市としてバックアップができる体制はあるのかをただしたのに対し、「申請が通るように万全を期したい。」との答弁がありました。また委員から、申請時期についてただしたのに対し、「例年九月中旬から下旬が申請の締切りとなっている。」との答弁があり、委員から、この事業はこれからも補正予算での対応をしなくてはならないのかただしたのに対し、「助成の決定が毎年三月末になるため当初予算に計上ができず補正予算での対応となっている。」との答弁があり、委員から、自治連合会理事会での説明時期についてただしたのに対し、「八月の自治連合会理事会で説明している。」との答弁があり、委員から、申請時期を考慮した説明

時期についてただしたのに対し、「例えば、年度当初の自治連合会において、情報提供として各自治会に伝わるような、配慮をしてまいりたい。」との答弁がありました。

本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

また、付託議案の審査終了後、当局から、「三月議会で附帯決議された案件のその後について」報告を受けた次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪　佳秀）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

委員長報告に対する質疑は、審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は、去る十二日に行いました議案審議において既に終了いたしております。

ただいまの総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては、討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は討論を省略することに決しました。

これより、議第三十三号を採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま、総務文教常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第二、議第二十九号、議第三十号及び議第三十二号の三議案を一括して議題といたします。

本案につきましては、厚生建設常任委員会に付託し、御審査をいただいておりますので、委員長に報告を求めます。（「七番」の声あり）

厚生建設常任委員会、吉田　正委員長。

〔厚生建設常任委員長　吉田　正登壇〕

○厚生建設常任委員長（吉田　正）ただいま議題となりました、議第二十九号、議第三十号及び議第三十二号の三議案につきまして、厚生建設常任委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、去る、六月十二日の本会議において当委員会に付託され、十五日、午後一時に開会いたしました委員会において、提案者の説明を受け、質疑に入り、討論を省略して採決をいたしたものであります。

初めに、議第二十九号　五條市バスターミナルの設置及び管理に関する条例の制定につきましては、五条駅前バスターミナルを設置することに伴い、施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものであるとの当局の説明があり、了承した次第でありますが、委員から、年間の維持管理費についてただしたのに対し、「年間三百五十四万一千円である。」との答弁があり、委員から、清掃の頻度についてただしたのに対し、「清掃は毎日行う。」との答弁があり、委員から、募金活動への対応についてただしたのに対し、「条例で禁止行為に定めており、看板等での周知を行う。」との答弁がありました。また委員から、指定管理者制度を導入するのかについてただしたのに対し、「現在のところ予定はない。」との答弁があり、委員から、維持管理はどこが行うのかただしたのに対し、「五條市で維持管理を行う。」との答弁があり、委員から、清掃業務委託料の金額についてただしたのに対し、「四十七万三千円である。」との答弁があり、委員からネーミングライツの予定についてただしたのに対し、「予定はあり、応募もある。」との答弁があり、委員から、規則の制定時期についてただしたのに対し、「七月上旬を予定している。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第三十号　五條市自転車等駐車場条例の一部改正につきましては、五条駅前バスターミナルを設置することに伴い、自転車等駐車場の名称及び位置に係る規定を整備する必要があるため、本条例の一部を改正するものであるとの当局の説明があり、了承した次第でありますが、委員から、五條駅前自転車等駐車場の位置についてただしたのに対し、「現在建設中のバスターミナルの場所である。」との答弁があり、委員から、駅前の駐輪場の位置付けについてただしたのに対し、「駅前広場を設置するための都市計画決定による、臨時駐輪場の扱いで

ある。」との答弁があり、委員から、駅北側の駐車スペースの位置付けについてただしたのに対し、「駅北広場の一部を仮設の駐輪場として活用している。」との答弁があり、委員から駐輪場が減少したことへの対応についてただしたのに対し、「整理整頓委託事業者から、一番多いときで九割程度混雑との回答を得ている。今後については、利用状況を見極めながら、臨時の駐輪場の在り方について検討していく。」との答弁がありました。

また委員から、駐輪場を閉鎖するにあたり、放置自転車の処理方法についてただしたのに対し、「令和七年度に売却を行った。」との答弁があり、委員から、撤去にあたり利用者への周知についてただしたのに対し、「長期間放置されている自転車一台一台にタグをつけ、最終三か月以上放置されている自転車については、今回の整理業務の中で処分を行った。」との答弁があり、委員から、売却益についてただしたのに対し、「自転車のみで約五十台、七千九百二十円である。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

次に、議第三十二号　ＪＲ和歌山線五条構内南北橋補修の施行に関する協定の締結につきましては、五條駅南北橋の補修を行うための協定の締結であるとの当局の説明があり、了承した次第でありますが、委員から、想定している工事後の耐用年数についてただしたのに対し、「架設から四十五年経過しての修繕であり、約四十五年の耐用年数を見込んでいる。」との答弁がありました。また委員から、協定金額の設定方法についてただしたのに対し、「ＪＲ西日本の過去の実績によるものである。」との答弁がありました。また委員から、舗装工の表面の施工についてただしたのに対し、「橋面は並べていく磁器質タイルである。」との答弁があり、委員から、既設南北橋の橋面施工についてただしたのに対し、「階段部はノンスリップタイルで、通路部がアスファルト舗装である。」との答弁がありました。本案につきましては、慎重審査を経て採決を行い、全員一致をもって可決すべきものとすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（窪　佳秀）報告が終わりました。

この際、議員各位に申し上げます。

報告に対する質疑は審査の経過及び結果についてであり、議案についての質疑は去る十二日に行いました議案審議において全て終了いたしております。

ただいまの厚生建設常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案につきましては討論を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。よって、本案は討論を省略することに決しました。
これより、議第二十九号、議第三十号及び議第三十二号の三議案を一括して採決いたします。
お諮りいたします。
ただいま、厚生建設常任委員会委員長から報告がありましたとおり、本三議案は原案のとおり決することに、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。
よって、本三議案は原案のとおり可決されました。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第三　同第三号を議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。
○事務局長（小田光章）同第三号　五條市教育委員会委員の任命について。
○議長（窪　佳秀）提案理由の説明を求めます。平岡市長。
〔市長　平岡清司登壇〕
○市長（平岡清司）ただいま上程されました同第三号、五條市教育委員会委員の任命について、提案理由の説明を申し上げます。
五條市教育委員会委員のうち、井田栄子委員の任期が本年八月七日をもって満了となるため、その後任の委員を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四条第二項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。
資料にありますように、同氏の再任をお願いするものであります。
井田氏は、皆様も御存じのとおり、現在、教育委員会委員として本市教育の発展のため、御尽力をいただいているところであります。
人格は高潔で、教育、学術及び文化に関して深い識見を有し、教育委員として適任者であります。なお、任期は、令和八年八月八日からの

四年間であります。
議員各位には、ご理解をいただき、ご賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。
○議長（窪　佳秀）提案理由の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。
〔「なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。よって、本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。
これより、本案を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり同意されました。

○議長（窪　佳秀）次に、日程第四　発議第二号を議題といたします。
事務局長に朗読させます。
○事務局長（小田光章）発議第二号　五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について
標記のことについて、地方自治法第百十二条及び五條市議会会議規則第十四条第一項の規定により提出します。
令和八年六月二十三日提出。
提出者　五條市議会議員　谷　勝啓

賛成者　五條市議会議員　仲山　嘉

○議長（窪　佳秀）提案の趣旨説明を求めます。（「六番」の声あり）六番、谷　勝啓議員。

〔六番　谷　勝啓登壇〕

○六番（谷　勝啓）議長から発言の許可をいただいたので、始めさせていただきます。

今回、五條市議会議員の定数を定める条例の五條市議会議員の議員数を一部改正、十二人を十人に改める発議を提出させていただきました、谷です。議員定数削減を出すのは議員になる前から合わせて六回目です。昨年九月に私の公約であります議員定数削減の条例制定の請求をさせていただきましたが、賛成は仲山　嘉議員と私二人だけで否決されました。

日本全体でも、議員定数削減案はあちこちで可決されています。人口が減っているのに議員を減らさないのはおかしいです。私は議員定数削減の条例制定を令和三年、五年前にも議員ではないときに市民から八百七名の御署名をいただき、請求させていただきましたが、全会一致でそのときも否決されました。昨年三月に私一人で、一千九百四十七人の署名を集めました。五條市の十八歳以上の選挙権のある人の八・二四％の人の声ですが、賛成は私と仲山　嘉議員二人だけで否決されました。

五條市の財政状況は依然として厳しい状態です。全国的に見ても、全国最低レベルとなっております。五條市は十三年前、平成二十五年に議員定数を十五名から十二名に条例改正されて以来、令和八年六月現在、十三年間、人口は約三万三千人から約二万五千人、約八千人、二三・三二％も減少しています。議員定数を二人削減すると、年間約一千五百万円、任期四年として約六千万円、経費、視察なども減るので、約七千万円の節税になります。奈良県十二市の中で比べると、五條市の人口は十一番目に人口が少なく、人口減少率はマイナス二三・三二％、十二市の中で一番人口の割に人が減っています。もうすぐ御所市よりも人口が減って、奈良県最下位になるのは時間の問題だと思います。五條市は西吉野村と大塔村と合併してこの人数ですから、大阪に通いやすい、私鉄が通っている、人口流出が少ない御所市より、五條市が人口が少なくなるのは時間の問題です。人口と人口減少率に合わせた議員数、例えば五條市と同じように十二年も議員定数を減らしていない香芝市、人口が一％も十三年で減っていません。たったマイナス〇・三六％です。十三年で人口が二百八十人しか減っていません。五條市は八千人も減っています。香芝市は議員を減らさなくて当たり前だと思います。五條市は十三年で十二市最高人口減少率マイナス二三・三二％、約八千人も減っています。例えば葛城市、令和七年、昨年に十五人から十三人に減らしていますが、人口は十三年でプラス二・三二％、八百四十五人、人口が増えています。人口が増えてる市でも議員を減らして節税してる市があるんです。例えば奈良市、人口三十四万五千八百六十七人、議員が三十九人ですが、人口を議員数で割ると議員一人で八千八百六十八人を見ていることになります。五條市は人口は今、二万五千

七十七人、議員が十二人、議員一人で二千九十人しか見ていません。奈良市の議員は、五條市の議員の一人で四・二倍以上の市民数を見ています。

令和二年、五條市では官製談合事件でも一年以上、議員が一人不在でも全然、普通に十一人で議会もやれていましたし、何せ今月も議会月ですが市役所に出てくるのは議会月で一か月に委員会を含めても月に五日、議会は三月、六月、九月、十二月、年四回ですから、年間二十四日、予算決算を合わせても年間で三十日、一年のうちの八・二二%、一年、十二か月のうち、一か月しか市役所に登庁するだけでいけます。その一年で一か月しか出てこなくていいのに、居眠りをしている議員がたくさんいてます。先輩、OB議員に、一回やったら辞められないやろう、こんな楽な仕事ないやろうと言われて、私もそのとおりだなと、怠けようと思えばいくらでも怠けられると思い、実感しました。私は市民の要望などを聞いて、毎日ほど市役所をうろうろしていますが、ほとんど議員さんとは出会いません。議員は外で市民の要望なども聞くのも仕事なので、外で仕事をしているとは思いますが、全然二人減らしても行政に影響はないと思います。

五條市は非常に財政も厳しく、全国的に見ても全国最低レベルです。十三年間で八千人も、二三・三二%も人口が減っているのに、議員を減らさないのはおかしいと思います。まだ、この人数でいくのですか。市民は議員数を決められません。今こそ、議員自身が身を切る改革が必要ではないでしょうか。節税にもなって、二人減らした分、十人で十二人の仕事をすればいいだけじゃないでしょうか。数より質ではないでしょうか。

次の選挙のことばかり考えていませんか。頑張っている人は選挙に落選しません。私たちの議員報酬は市民様の税金です。五條市のことを一番に考えてください。反対の意見があるなら、全員反対討論していただきたかったのですが、山口議員だけのようですね。反対の意見があるなら全員反対討論していただきたかったです。この後、質問ができますが、反対討論もしないのに急に質問だけする人がいたら最低だと思います。

私は一番に五條市のことを考えているんです。私は最下位で前回、カツカツ当選したのでパフォーマンスなんかではありません。五條市のために議員生命をかけています。私はドベなんで、順位を二つ上げないと私は落選します。崖っぷちであります。議員になる四年前から署名を集めて、議員削減運動をしています。署名も二回しました。昨年、発議も六月、九月、十二月と出しています、三回出しています。全部で六回目です。このままでは五條市に明るい未来はありません。どうか、市で議員八人でやっている地方自治体もあります。議員各位には何とぞ御賛同よろしくお願いいたします。

よく、反対討論でとんでもない離れた奈良県と関係ない市町村と五條市を比較する人がいますが、比較するなら近辺でお願いいたします。

隣が海の市町村とも比較するのはおかしいと思います。比較するなら周りが陸続きの市町村でお願いいたします。よく面積で比較する人がいますがお隣の十津川村は、五條市の二・三倍の面積があるのに議員数は五條市より四人も少ない八人です。五條市は議員を全然二人減らしても大丈夫です。どうか二人削減。御賛同よろしくお願いいたします。

○議長（窪　佳秀）提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案につきましては委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、はじめに、山口耕司議員の発言を許可いたします。（「十番」の声あり）十番、山口耕司議員。

〔十番　山口耕司登壇〕

○十番（山口耕司）議長より発言の許可をいただきましたので、発議第二号　五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について、反対の立場から討論をさせていただきます。

この議員定数削減についての討論は昨年六月議会でも行わせていただきました。その時の資料といたしまして、全国市議会議長会が令和五年十二月三十一日現在の実態を市議会議員定数に関する調査結果を令和六年四月に公表されているものを用いましたが、新たに調査結果が令和七年十二月三十一日現在で令和八年五月に公表されているものと前回と比較しながら、定数十二という全国の位置づけを確認してまいりたいと思います。

全国の市区は八百十五の自治体がございます。これは前回と同じでございます。そして議員の実数ですが一万八千二百八十四人で前回より二百三十六人の減となってございます。一市あたりの平均議員数は二十二・四人で〇・三人の減となってございます。五万人以下の自治体の市区数は三百七ございます。前回より七市の増となっております。いわゆる人口減少によって五万人以下になったというところで七市の増に

なっております。一市当たり議員の平均が十六・六人、〇・二人の減となってございます。そして議員定数十二人以下の自治体は十三市となってございます。前回は宇陀市が入っておりませんでしたけども、今回宇陀市が入ってきて十三市となっています。

定数十二の先ほど谷議員は海をわたった向こうの市町のことと比較するなと言われましたけどもあえてさせていただきたいと思います。一番定数の少ない市は定数八でございます。北海道夕張市人口五千七百六十六人、そして同じく定数八、北海道の歌志内市、人口が二千四百七十三人でございます。次に定数十、これは二市でございます。北海道の赤平市、人口が八千百二十二人、そして同じく北海道の三笠市、六千九百八十九人となってございます。そして、定数十一の市は北海道の芦別市、一万八百五十九人でこの一市でございます。そして定数十二は石川県の珠洲市、一万四百二十人、そして定数十、三重県の尾鷲市というのを忘れておりましたけども、一万五千四十一人でございます。そして、定数十二に戻るわけでございますけども、珠洲市の後に大阪府四條畷市が定数十二でございます。人口は五万三千五百九十二人、そして五條市、この調査の時の人口は二万六千三百三十一人でございます。そして宇陀市二万六千九十七人そして高知県の土佐清水市一万一千百八十四人、そして同じく高知県の室戸市、一万八百七十六人、そして大分県の津久見市が一万四千五百八十九人となってございます。四條畷市大変本市と比べて例外的に人口が多いようでございますけども、この定数十二でわずか全国で四・二%なんですよ、三百七分の十二でございますんで。定数十三では七自治体、この定数がいかに少ないかわかると思います。

先ほど申し上げました四條畷市でございますけども、平成二十四年三月定例会で定数十六から四減の十二に条例が改定されました。議員提案で議会運営委員会で付託され、委員会では起立多数で可決され、その後本会議で全会一致可決となっていますが、何度も議員間で議論されております。議事録を見ておりますと、近隣自治体、奈良県の議員定数を参考にしたようでございます。平成二十一年に五條市の議員定数が削減されました。その時の五條市の人口が三万六千二百七十九人と大変多い時期でございました。その中で定数を十五人から十二人に変えたことが近隣自治体に大きな影響を与えたのではないかと思われます。

前回も申し上げましたが、地方自治法から見まして定数削減についての考察を申し上げたいと思います。『逐条地方自治法新版第九次改訂版（松本英昭著）』でございます。第六章議会（抄）に置きまして、民主主義の下において国民や住民が意見を直接国や地方公共団体に表明し、また関係する国民や住民が一堂に会して政治・行政を行うことを厳とすることは現実には一般的に無理である。そこで必然的に代表者を選ぶことによって民主主義の要請に応えることになる。これがいわゆる代議制であり間接民主主義の制度である。中央議会はこのような間接民主主義に欠かすことのできないものである。もっとも、我が国の地方公共団体においては、議会の議員も長も直接公選であり、議会とともに長も住民代表機関であるこのような仕組みを二元代表制と呼んでおります。

我が国の地方公共団体は、このような二元代表制の仕組みによる首長制を基本構造としている。そして議会は立法機関であるが、長にも規則制定権があり、長も立法機能を利用している。地方議会は住民の代表機関で住民全体を代表する機関である、そしてその機能は自治立法の定立や予算の議決をすることを中核的権能とする団体の意思決定機関であり、それを基盤として政策形成機能を有する。そしてまた執行機関を監視する監視機関としての機能を担っている。さらに多様な民意の反映、利害の調整、住民の意見の集約といった機能を有する機関でもあるとあります。このように私達議員は選挙で選ばれ多様な市民の声を行政へと届けていかなくてはなりません。都市と比べて人口が少ないから議員定数が少なくてもよいわけではありません。

次に二元代表制を解説する総務省では、議会は地方公共団体の意思決定をする機能および執行機関を監視する機能を担う者として同じく住民から直接選挙された長（執行機関）と相互に牽制しあうことにより、地方自治の適正な運営を期することとされている。いわゆる議会は市行政のチェック機関です。一人でも多くの議員でチェックする、監視することが健全な市政を築いていくのではないでしょうか。また多様な市民の声を聴くにあたっては、削減してはならないと考えます。

議会運営から見てもいかがでしょうか。五條市議会や議案など専門的、能率的に審査する議会の常設機関として、少数の議員で構成する常任委員会が設けられており、本会議から付託された議案、請願及び陳情について所管局からの説明聴取などを行い、当該委員会としての議案等に対する態度、原案可決、原案否決等を決定しております。今は六名で審議をしておりますが、十名の定数ですと五名のうち一名が委員長を務め、四名で委員会としての審議や採決が行われることになります。これ以上議員定数を削減すると現在行っている議会運営ができなくなると懸念されます。

次に五條市議会基本条例（議員の定数及び報酬）のところで、第十七条、第百九条第六項または法第百十二条第一項の規定に基づき、委員会または議員が五條市議会議員の定数を定める条例（平成十三年三月五條市議会条例第十九号）に定める議員の定数又は五條市議会議員の議員報酬に関する条例に定める議員の報酬の改正にかかわる議案を議会に提出しようとするときは、明確な改正理由を付して行わなければならない、この場合において当該議案の作成にあたりましては、類似団体である人口及び産業構造が類似する他の地方公共団体を指しております。この議員の定数、面積、財政規模等の比較を考慮するとともに、市政の現状・課題・将来の予測・展望・その他の行政改革の視点も十分考慮して行うものとするとございます。私たち議員発議で令和六年にこの条例を制定いたしました。

私たちの任期はあと三年余りあります。議員間で議論して決めるべきであると考えます。五條市の面積は二百九十二・〇二平方キロメートル、県下一番広い十二市におきましては一番広い面積となっております。その中で人口減少・少子高齢化・地域コミュニティの維持、市街化

のまちづくりなど、課題が山積し、どのように克服していくのか、今必要なことは議員の定数削減ではなく、二元代表制の一翼を担うべく、多様な市民の立場で市政をチェックし、市政に反映させる議会機能、権能の強化であり、市民の負託を受けた私達が日々研鑽を行い、議員一人一人が議員力を身に着け議会としての役割を果たす議会力を増していかなくてはならないと思います。以上の理由により反対とさせていただきます。議員各位には私の趣旨を御理解いただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げまして、発議第二号　五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正についての反対討論とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（窪　佳秀）次に、仲山　嘉議員の発言を許します。（「四番」の声あり）四番、仲山　嘉議員。

〔四番　仲山　嘉登壇〕

○四番（仲山　嘉）議長のお許しをいただきましたので、ただいま提案されております「五條市議会議員の定数を定める条例の一部改正について」、山口議員から全国津々浦々まで調べられて素晴らしい反対討論をされましたが、僕は揺らぐことはございません、賛成の立場から討論を行います。

本市を取り巻く人口減少や厳しい財政状況、社会情勢の変化を踏まえますと、議会もまた時代に応じた改革を進めていかなければなりません。

私はこれまで、多くの市民の皆様から、「厳しい財政状況の中で、まず議会自らが身を切る改革を進めるべきではないか」「何とか議員定数の見直しを進めてほしい」といった声を数多くいただいてまいりました。

地域を回る中でも、「議会も時代に合わせて変わっていかなければならない」「市民感覚に寄り添った改革を進めてほしい」といった切実なご意見をいただいており、このような声に真摯に応えていくことも、私たち議員の大切な責務であると考えております。

今回の定数削減は、単に人数を減らすことが目的ではありません。限られた財源を有効に活用し、市民の皆様に理解と信頼をいただける、効率的で質の高い議会運営を目指すための改革であります。

もちろん、議員一人ひとりの責任や負担はこれまで以上に大きくなります。しかし、その分、議員一人ひとりが市民の声に真摯に耳を傾け、政策立案能力を高め、活発な議論を行うことで、議会の機能を十分に果たしていけるものと考えております。

私たち若い世代は、次の世代に負担を先送りするのではなく、必要な改革は自らの立場にも及ぶものであっても、先送りすることなく実行していく責任があります。

行政に改革を求める以上、議会自らも変わる姿勢を示し、市民の皆様と同じ目線に立って、持続可能な五條市を次の世代へ引き継いでいく

ことが重要であります。
市民の皆様から寄せられた「どうにかして議員定数を見直してほしい」「議会も自ら改革を進めてほしい」という声を真摯に受け止め、本条例改正に賛成するものであります。
議員各位におかれましても、本提案の趣旨をご理解いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げまして、私の立場から討論といたします。
○議長（窪　佳秀）以上で、討論を終結いたします。
これより、本案を採決いたします。
なお、本案は起立により採決いたします。
お諮りいたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○議長（窪　佳秀）起立少数であります。
よって、本案は否決されました。

○議長（窪　佳秀）この際、お諮りいたします。
各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、会議規則第百五条の規定により、お手元に配付いたしております閉会中継続調査申出一覧表のとおり、閉会中の継続調査申出書が提出されております。
各委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。
よって、申出どおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

○議長（窪　佳秀）以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
お諮りいたします。

本定例会の会期は二十四日までとなっておりますが、議事が全部終了いたしましたので、本日、これをもって閉会いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（窪　佳秀）御異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日、これをもって閉会することに決しました。

閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、五條市一般会計補正予算議定をはじめ、重要案件の審議に終始ご熱心に精励賜り、厚く御礼申し上げます。理事者各位には、事務事業の執行に際し、本会議並びに各常任委員会における議員各位のご意見、ご提言を十分尊重され、市政の一層の向上を目指して、御精励くださいますようお願いを申し上げます。

以上で閉会の挨拶といたします。

市長から閉会の御挨拶があります。平岡市長。

〔市長　平岡清司登壇〕

○市長（平岡清司）令和八年第二回六月定例会の閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、本定例会におきまして慎重審議を賜り、誠にありがとうございました。今議会に提出しました全議案につきまして、原案のとおり御議決をいただき、お礼を申し上げる次第であります。

これからも厳しい暑さが続きますが、議員各位におかれましては、どうぞ健康には十分御留意いただき、今後とも市政発展と市民の幸せのため、一層の御尽力を賜りますことをお願い申し上げ、平素のお礼と閉会にあたっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（窪　佳秀）これをもちまして、令和八年五條市議会第二回六月定例会を閉会いたします。

午前十時五十一分閉会

本会議録の正当なることを証明するためにここに署名する。

署名議員	吉田雅範	署名議員	山口耕司
署名議員	福塚実	議会議長	窪佳秀